

令和7年3月10日

一宮市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者

多 和 田 雅 也

一宮市上下水道部管理規程第2号

一宮市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

一宮市下水道排水設備指定工事店規程(平成10年一宮市水道部管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略	(用語の定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 <u>(5) 事業所等 本店、支店、事務所、営業所等をいう。</u>
(指定及び更新の基準) 第3条 管理者は、次の各号に掲げる全ての要件(管理者が特に必要と認めた場合は、一部の要件)に適合している者について、その者からの申請に基づき、指定をするものとする。 (1) 責任技術者の登録を受ける資格(以下「被登録資格」という。)を有する者が <u>1名以上専属</u> している者であること。	(指定及び更新の基準) 第3条 略 (1) 責任技術者の登録を受ける資格(以下「被登録資格」という。)を有する者を <u>選任</u> していること。 <u>ただし、愛知県内における他の事業所等について兼任することを妨げない。</u> (2) 略 (3) 愛知県内に <u>営業所</u> がある者であること。 (4) 略
2・3 略 (指定及び更新の申請) 第4条 略 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 略	2・3 略 (指定及び更新の申請) 第4条 略 2 略 (1) 略

<p>(2) 法人にあっては定款及び<u>登記簿謄本</u>、個人にあっては住民票の写し (3)～(5) 略 (6) <u>事業所の付近見取図</u> (7) <u>事業所の写真</u> (指定工事店証の交付等)</p>	<p>(2) 法人にあっては定款及び<u>登記事項証明書</u>、個人にあっては住民票の写し (3)～(5) 略 (6) <u>事業所等の付近見取図</u> (7) <u>事業所等の写真</u> (指定工事店証の交付等)</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>
<p>2 指定工事店は、指定工事店証を<u>営業所</u>内の見やすい場所に掲げなければならぬ。</p>	<p>2 指定工事店は、指定工事店証を<u>事業所等</u>内の見やすい場所に掲げなければならぬ。</p>
<p>3～5 略 (変更等の届出)</p>	<p>3～5 略 (変更等の届出)</p>
<p>第7条 指定工事店は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更のあったとき、第3条第1項第4号ア、イ若しくはクのいずれかに該当するに至ったとき、又は排水設備工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項又は第3項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。</p>	<p>第7条 略</p>
<p>(1) <u>営業所</u>の所在地及び名称 (2)～(4) 略</p>	<p>(1) <u>事業所等</u>の所在地及び名称 (2)～(4) 略</p>
<p>2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に、変更届に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。</p>	<p>2 略</p>
<p>(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び<u>登記簿謄本</u>、個人にあっては住民票の写し</p>	<p>(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び<u>登記事項証明書</u>、個人にあっては住民票の写し</p>
<p>(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、第3条第1項第4号アからキまでのいずれの場合にも該当しない者であることを誓約する書類及び<u>登記簿謄本</u></p>	<p>(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、第3条第1項第4号アからキまでのいずれの場合にも該当しない者であることを誓約する書類及び<u>登記事項証明書</u></p>
<p>(3) 前項第4号に掲げる事項の変更の場合には、責任技術者の名簿及び責任技術者証の写し(新規で責任技術者を<u>専属させる</u>場合には、その者が被登録資格</p>	<p>(3) 前項第4号に掲げる事項の変更の場合には、責任技術者の名簿及び責任技術者証の写し(新規で責任技術者を<u>選任する</u>場合には、その者が被登録資格</p>

<p>を有することを証する書類の写し)</p> <p>3 略 (連絡機関)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の規定による届出は、届出書に次の書類を添えて、管理者に提出することにより行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 <u>(2) 登記簿謄本</u> (3) 略 (帳票) <p>第22条 この規程の施行に関し必要な帳票の名称は次に掲げるとおりとし、その様式は管理者が別に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(4) 略 <u>(5) 事業所の付近見取図</u> (6)～(15) 略 	<p>を有することを証する書類の写し)</p> <p>3 略 (連絡機関)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 <u>(2) 登記事項証明書</u> (3) 略 (帳票) <p>第22条 略</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(4) 略 <u>(5) 事業所等の付近見取図</u> (6)～(15) 略
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。